

中国地域エネルギー・温暖化対策推進会議（平成 30 年度取組方針）（案）

経済産業省 中国経済産業局
環境省 中国四国地方環境事務所

1. 取組方針

エネルギー対策については、本年 7 月に第五次エネルギー基本計画が閣議決定され、2030 年、更に 2050 年を見据えた新たなエネルギー政策の方向性が示された。

地球温暖化対策については、2015 年 12 月、2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための国際的な枠組みである「パリ協定」が採択され、翌年 5 月には「地球温暖化対策推進法」及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」に基づく地球温暖化対策計画が決定されており、2030 年度 26.0%（2013 年度比）減の達成に向け、徹底した省エネルギー、再生可能エネルギーの最大限の導入等に積極的に取り組むこととしている。

このため、関係省庁、地方公共団体、産業界、地域地球温暖化防止活動推進センター、NPO 等多様な主体が連携しつつ情報発信、意識改革、行動喚起を進める。

2. 具体的な活動

- (1) 推進会議の開催（関係機関の情報共有）＊
- (2) 幹事会の開催（関係省庁、自治体等の情報交換）
- (3) 情報発信
 - ・中国地域エネルギー・温暖化対策推進会議ホームページ等による情報発信
- (4) 説明会等の開催
 - ・政府予算、施策の動向などの説明・意見交換会を開催（各県）
 - ・地球温暖化防止対策の普及啓発に関するイベント等に参加
（温暖化ストップ！フェア、バスまつり等）
- (5) 地方公共団体実行計画の策定支援

＊本年度は推進会議には国民との対話の充実を図るため公募委員が加わる。